

令和7年度

観光庁関係
予算概算要求概要

令和6年8月

観光庁

目 次

1. 令和7年度観光庁関係予算概算要求総括表	1
2. 具体的施策	
(1) 持続可能な観光地域づくり	
・ 地域における受入環境整備促進事業	4
・ 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	5
・ 観光地・観光産業における人材不足対策事業	6
・ 全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	7
・ 持続可能な観光推進モデル事業	8
・ 観光産業再生促進事業	9
・ 通訳ガイド制度の充実・強化	10
・ 健全な民泊サービスの普及	11
・ 観光統計の整備	12
・ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	13
(2) 地方を中心としたインバウンド誘客の戦略的取組	
・ 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	15
・ 戦略的な訪日プロモーションの実施	16
・ MICE誘致の促進	17
・ 海外教育旅行等の若者の国際交流促進	18
・ 地方部における新消費税免税店モデル構築等事業	19
(3) 国内交流拡大	
・ 新たな交流市場・観光資源の創出事業	21
・ 観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズムの創出事業	22
3. 東日本大震災からの復興（復興枠）	
・ 福島県における観光関連復興支援事業	24
・ ブルーツーリズム推進支援事業	25
4. 国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開	27
5. 令和7年度税制改正要望	29
6. 参考資料	30

1. 令和7年度観光庁関係予算概算要求総括表

予算概算要求総括表

(単位:百万円)

	令和7年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
(1) 持続可能な観光地域づくり	6,696	2,759	2.43
地域における受入環境整備促進事業	1,440	1,240	1.16
地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	100	30	3.33
観光地・観光産業における人材不足対策事業	300	100	3.00
全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	550	450	1.22
持続可能な観光推進モデル事業	150	100	1.50
観光産業再生促進事業	300	-	新規
通訳ガイド制度の充実・強化	77	67	1.14
健全な民泊サービスの普及	107	100	1.08
観光統計の整備	673	673	1.00
地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化 (注1)	3,000	-	-
(2) 地方を中心としたインバウンド誘客の戦略的取組	6,347	6,033	1.05
地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	563	563	1.00
戦略的な訪日プロモーションの実施	5,500	5,242	1.05
MICE誘致の促進	179	208	0.86
海外教育旅行等の若者の国際交流促進	55	20	2.75
地方部における新消費税免税店モデル構築等事業	50	-	新規
(3) 国内交流拡大	1,150	669	1.72
新たな交流市場・観光資源の創出事業	650	615	1.06
観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズムの創出事業	500	54	9.26
(4) その他(経常事務費等)	803	565	1.42
合 計	14,997	10,025	1.50

(注1) 令和4年度第2次補正予算において措置した国庫債務負担行為の歳出化予算を計上。

※ 本表における計数は、端数処理の関係で、合計した額と一致しない場合がある。

※ 本表における計数は、政府情報システムに係る経費(デジタル庁一括計上分)を含む。

東日本大震災からの復興(復興枠)

(単位:百万円)

	令和7年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
福島県における観光関連復興支援事業	500	500	1.00
ブルーツーリズム推進支援事業	266	266	1.00
合 計	765	765	1.00

国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開

(単位:百万円)

	令和7年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開	47,000	40,293	1.17

※ 前年度予算額においては、上記のほか、宮内庁計上の三の丸尚蔵館の整備20億円及び皇居東御苑大手休憩所(仮称)の整備17億円についても、国際観光旅客税財源を充当。

2. 具体的施策

(1) 持続可能な観光地域づくり

事業目的・背景・課題

- 我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。
- 本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業内容

○持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

・オーバーツーリズムの未然防止・抑制や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援

観光地における需要の適切な管理や、観光客向けのマナー啓発に向けた整備導入等を支援するほか、持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を総合的に支援する

・交通サービスの受入環境整備を支援

入国から目的地までの移動を円滑に実施するための公共交通機関等における取組を支援する

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業 補助率：1/2、1/3等
- ・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・事業期間：平成28年度～

事業イメージ

需要の適切な管理



入域料等徴収のためのシステム整備

需要の分散・平準化



観光スポットや周辺エリアの混雑状況の可視化・リアルタイム配信

受入環境の整備



バイオトイレの整備



パークアンドライドの整備

マナー啓発



マナー啓発のためのコンテンツ制作、看板・デジタルサイネージ等の整備



段差解消
(エレベーター)



UDタクシー

地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

事業目的・背景・課題

- 我が国の災害は激甚化・頻発化の傾向であり、訪日外国人旅行者が災害に遭うケースも想定されるとともに、医療機関を受診するケースも増加することが想定される。
- 更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。



事業内容

①地域における観光危機管理計画の策定に向けたマニュアル整備

- ・各地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を促進するため、地理的特性や災害パターン別に地域に求められる対応等を調査し、マニュアルを作成。

②地域における観光危機管理計画の策定補助

- ・各地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援。

③観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化

- ・訪日外国人旅行者の一次的な安全・安心確保のため、観光施設等におけるトイレ洋式化や非常用電源装置の整備、多言語機能の強化等の環境整備を支援。

④医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化

- ・訪日外国人旅行者が医療機関を受診する場合の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入、医療機関内の多言語化等の環境整備を支援。

事業イメージ



観光危機管理計画の策定支援



多言語対応AED等



トイレの洋式化・多機能化



キャッシュレス決済環境の整備



非常用電源装置の整備

事業スキーム

- ・事業形態①：直轄事業 請負先：民間事業者 ・事業形態②：直接補助事業（補助率1/2、上限500万円） 補助対象：地方公共団体
- ・事業形態③：直接補助事業（補助率1/2） 補助対象：民間事業者、地方公共団体、DMO等
- ・事業形態④：直接補助事業（補助率1/2） 補助対象：民間事業者等
- ・事業期間：①令和7年度～、②令和5年度～、③④平成28年度～

事業目的・背景・課題

- 宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。
- 人手不足の解消に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

事業内容

- ①人材確保の促進
大型の合同企業説明会等における宿泊業の魅力発信イベントの実施等、事業者の採用活動を全面的に促進
- ②人材活用の高度化に向けた設備投資支援
人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を支援
- ③外国人材の確保
特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等
- ④経営の高度化
「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進

事業スキーム

- ・事業形態：①③④直轄事業 ②間接補助事業（上限500万円、補助率1/2）
- ・補助対象・請負先：①③④民間事業者 ②国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者
- ・事業期間：①②④令和5年度～ ③令和元年度～

事業イメージ

- 設備投資支援



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット



チャットボット

- 外国人材の確保



特定技能外国人材
(宿泊業)

事業目的・背景・課題

- 観光需要の急速な回復を踏まえ、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」の実現を図るためには、観光地・観光産業におけるDXの推進により、コンテンツの販路拡大やマーケティングの強化による消費拡大、在庫管理等の最適化による収益・生産性向上を図ることが必要である。
- 観光地における消費拡大や観光産業の収益・生産性向上を図るべく、地域の多様なコンテンツの販路拡大、レベニューマネジメント等の短期的な対策や専門人材による伴走支援を通じた体制の強化等の中期的な対策を総合的に実施する。

事業内容

- ①観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化に向けた支援
観光事業者等に対して、旅行者の利便性向上に資する宿泊・交通・体験等に係るオンライン予約・キャッシュレス決済の活用推進を通じたコンテンツの販路拡大や旅行者の再来訪・周遊促進に資するマーケティング強化の取組を支援。
- ②観光産業の生産性向上・賃金上昇に向けた支援
宿泊事業者等に対して、自社ウェブサイトにおける予約・決済の完結の推進やそのデータを活用したレベニューマネジメント推進による適切な価格の設定等を通じた、収益・生産性の向上を支援。
- ③専門人材による伴走支援
観光事業者等に対して、DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援を実施。

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業
(①・②補助上限1,500万円、補助率1/2、③定額(上限800万円))
- ・補助対象：国→民間事業者(事務局)→DMO・地方公共団体・民間事業者等
- ・事業期間：令和3年度～

事業イメージ

デジタルツールの補助



キャッシュレス決済



体験・アクティビティ
予約・在庫管理

専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援

持続可能な観光推進モデル事業

事業目的・背景・課題

- 地域が観光地としての自らの価値を磨きながら成長を続け、次世代に受け継がれていくためには、環境、文化、社会・経済面の持続可能性が必須。また、観光地・観光産業が、収益性の向上を通じて必要な投資・人材育成を進め、持続可能なあり方で発展していくことが重要。
- 海外からの観光客数増加及び“持続可能な観光”に関するニーズの増加トレンドを逃さず、将来にわたって我が国の多様な観光地が“選ばれ続ける観光地”となることを支援すべく、観光計画策定支援・モデル実証を実施する。

事業内容

①持続可能な観光計画等の策定支援*【補助事業】

日本版持続可能な観光ガイドライン(ガイドライン)に基づく地域における持続可能な観光計画等の策定・改定を支援する。

* 本事業実施後に、ガイドラインロゴの取得を必須化

②モデルケースの造成【調査事業】

地方公共団体等*が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証(2類型)を行う。

・スタートアップ型

持続可能な観光地域づくりに向けて新たに行う取組を対象とする

・国際水準型

国際認証・表彰の取得に向けた磨き上げ等の取組を対象とする

※これまで取得したことが無い地方公共団体等を優先採択

事業スキーム

①事業形態：直接補助事業（250万円まで定額、以降：補助率1/2、上限500万円） 補助対象：地方公共団体、DMO等

②事業形態：直轄事業 ※対象：ガイドラインロゴ取得済、又は本事業実施後にガイドラインロゴの取得を行う地方公共団体・DMO等

事業期間：令和4年度～

事業イメージ



環境×観光

◀ 地元大学と連携したSDGsの関連プログラムの企画・実施

伝統的な町並みの保全のための歴史的資源の活用・収益化 ▶



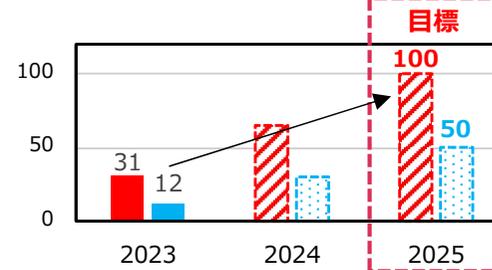
文化×観光

<日本版持続可能な観光ガイドラインを構成するカテゴリー>



<観光立国推進基本計画（2023年3月閣議決定）>

持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数：2025年目標 100地域
(うち国際認証・表彰地域 50地域)



<国際認証・表彰の例>



グリーンデスティネーションズ



ベストツーリズムビレッジ

事業目的・背景・課題

- 観光産業の中核である宿泊業は、これまで地域における観光需要の受け皿としての役割を果たしてきたところである。
- しかしながら、宿泊業においては、コロナ禍で増加した債務の返済に行き詰まることで、本来その宿泊施設が有する魅力を十分に発揮することができず、今後、倒産・廃業に至る宿泊事業者が増加するおそれがある。
- そこで、観光庁として、債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者に対し、宿泊業における経営能力を強化する観点から事業再生の後押しを図ることとする。

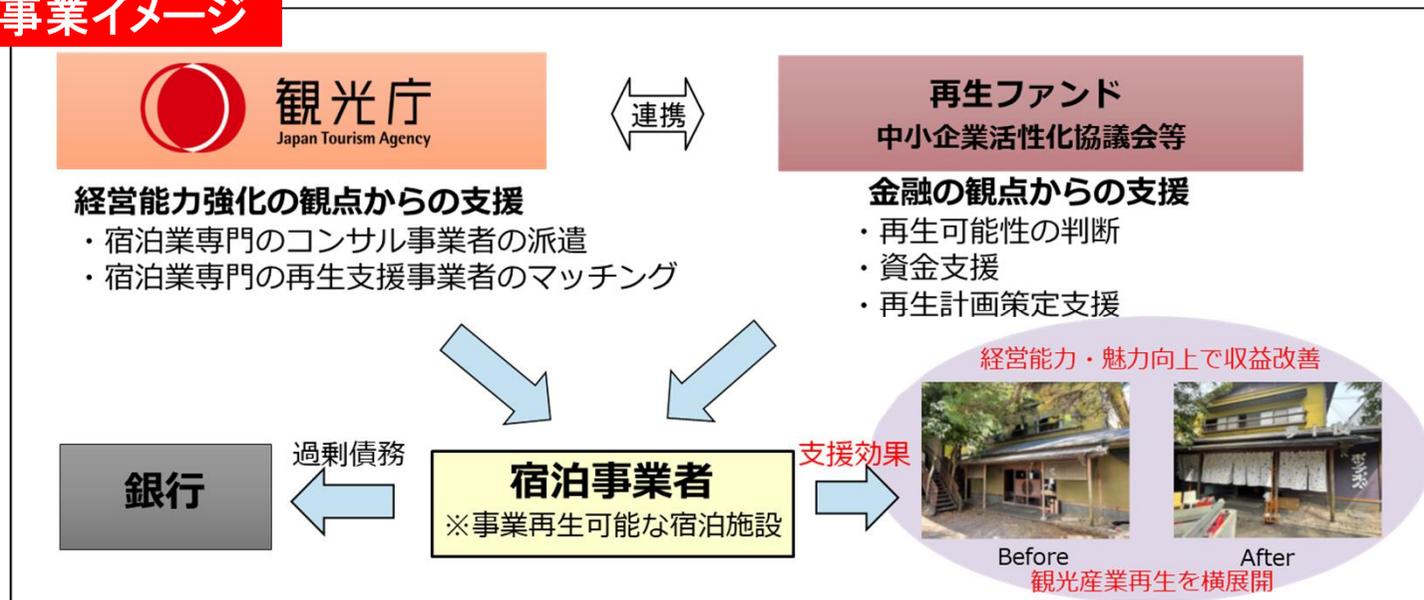
事業内容

- 再生ファンド・中小企業活性化協議会など既存の再生モデルにより宿泊事業者の事業再生を図る場合において、宿泊事業自体の運営面における改善を図るための取組を促進する。
 - ・具体例：宿泊業専門のコンサル事業者の派遣を通じた運営プランの充実化
宿泊業の運営に精通した事業者とのマッチング 等

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和7年度～

事業イメージ



通訳ガイド制度の充実・強化

事業目的・背景・課題

- インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保が重要である。
- 訪日外国人旅行者の満足度の高い旅行を支える上で重要な役割を担っている通訳ガイドの質の維持・向上や、活用促進を図る。

事業内容

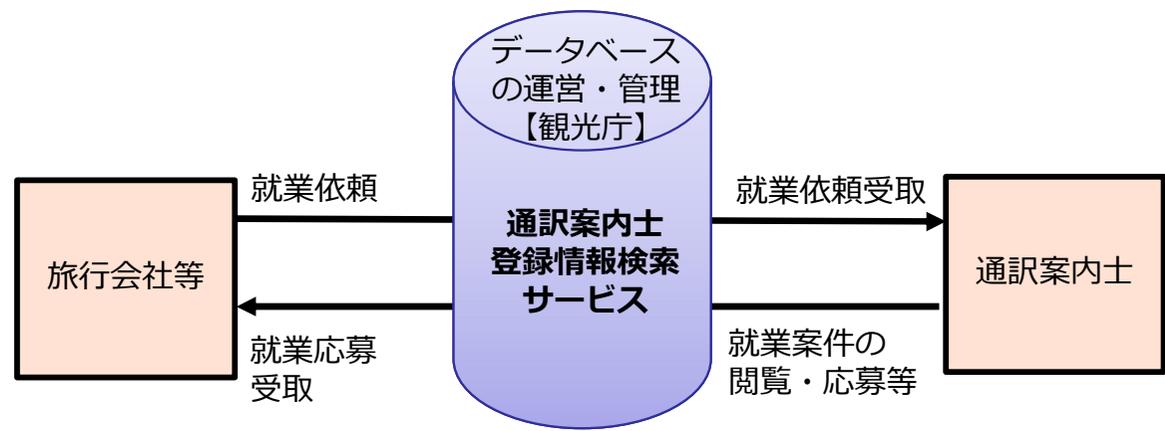
①通訳案内士登録情報検索サービスの運営

- ・旅行会社等が全国の通訳案内士を検索し、就業依頼等ができるデータベースを運営。

②特定カテゴリーに関する研修等の実施

- ・通訳ガイドの質の向上を図るため、訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修を実施。
- ・通訳案内士の認知度向上、資格の取得促進を図るため、将来の担い手となり得る若年層向けに、通訳案内士による講演等を実施。

事業イメージ



事業スキーム

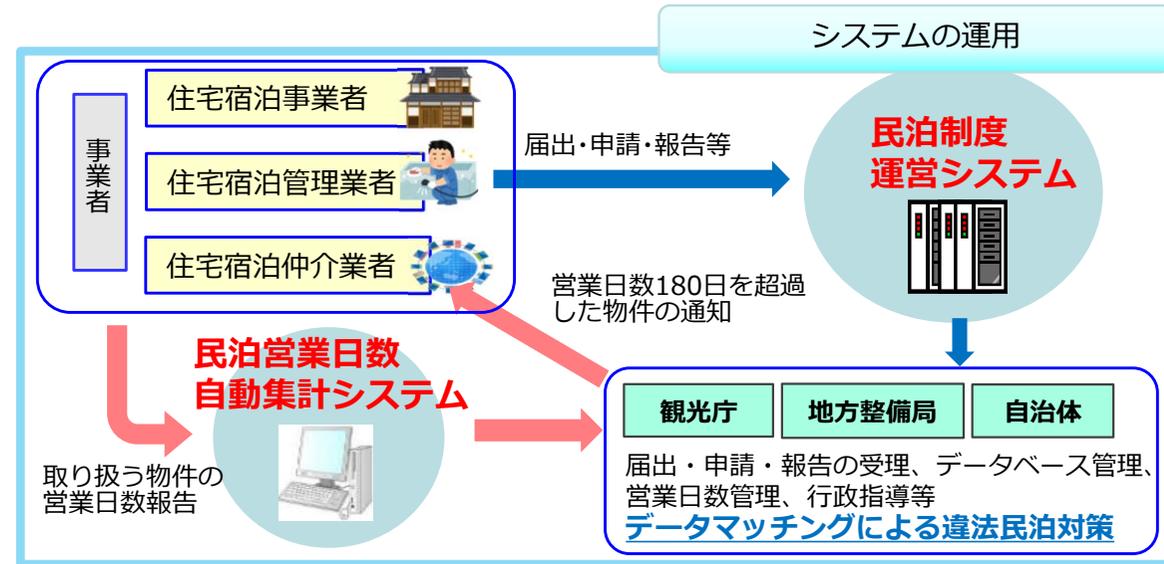
- ・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：①通訳案内士登録情報検索サービスの運営 (平成28年度～)
②特定カテゴリーに関する研修等の実施 (令和4年度～)

事業目的・背景・課題

- 住宅宿泊事業について、違法民泊を排除し公正な市場を確保することにより、健全な民泊サービスを普及させる。
- 住宅宿泊事業法に基づく届出・登録情報や民泊仲介業者から取得した届出住宅ごとの宿泊日数情報等を管理するシステムの運用と民泊サービスに係る問合せ、苦情等を収集する民泊制度コールセンターの運営を行い、違法民泊対策に活用する。

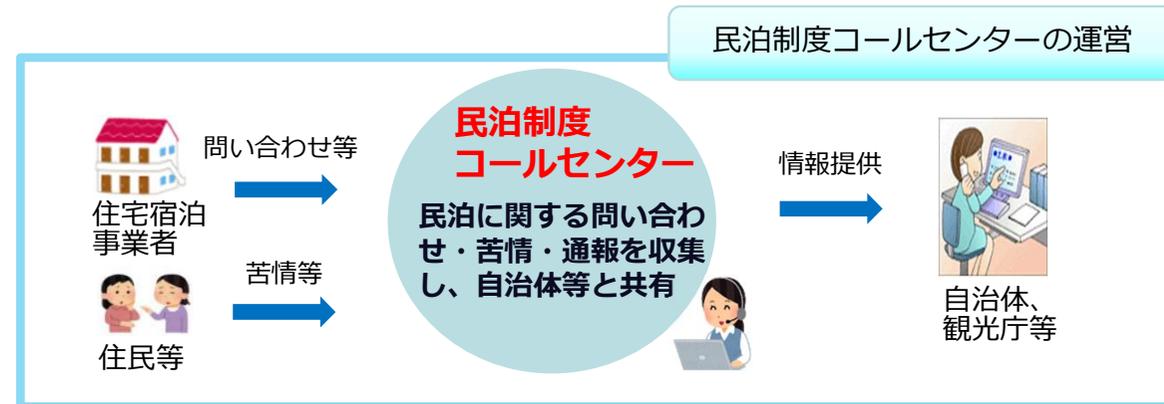
事業内容

- 住宅宿泊事業法に基づく届出・登録情報や民泊仲介業者から取得した届出住宅ごとの宿泊日数情報等を管理するシステムの運用。
- 民泊サービスに係る問合せ、苦情等を収集する民泊制度コールセンターの運営。



事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：民間事業者
- ・ 事業期間：平成30年度～



観光統計の整備

事業目的・背景・課題

○観光統計の整備は、観光施策の企画・立案等のために必要である。都道府県レベルやさらに詳細な地域レベルの旅行者数等を把握することにより、地方への誘客や消費の拡大等、地方創生に資する観光施策への展開を行い、観光地域づくりを支援する。

根拠法 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第25条（観光に関する統計の整備）
「国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるものとする。」

事業内容

<宿泊施設>

①宿泊旅行統計調査 <毎月>

●我が国における日本人・外国人の宿泊旅行の実態を明らかにする。

<外国人>

②インバウンド消費動向調査 <毎四半期>

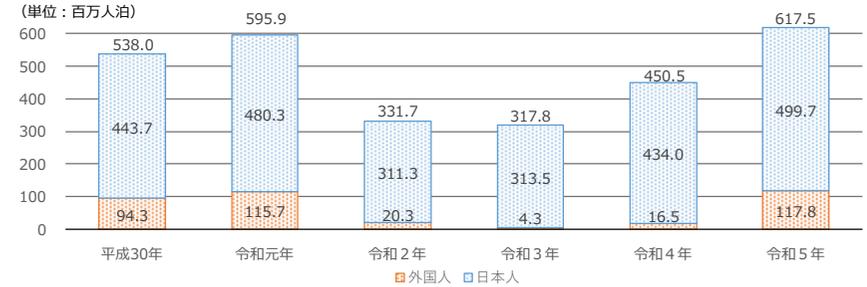
●訪日外国人の旅行動向・消費実態、再訪意向・満足度等を明らかにする。

<日本人>

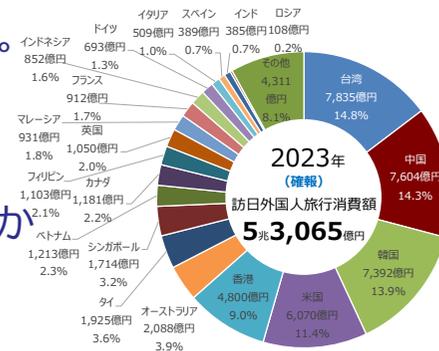
③旅行・観光消費動向調査 <毎四半期>

●国民の旅行の実態を把握するとともに、観光消費の経済波及効果を明らかにする。

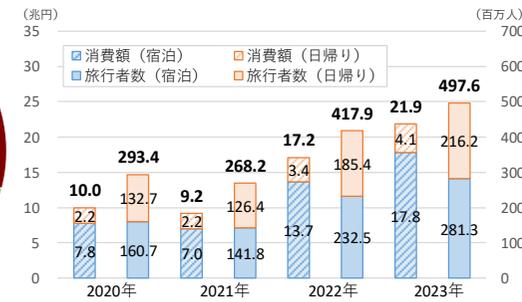
事業イメージ



宿泊旅行統計調査



インバウンド消費動向調査



旅行・観光消費動向調査

事業スキーム

・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者

・事業期間：①宿泊旅行統計調査 平成19年1月～

②インバウンド消費動向調査(旧 訪日外国人消費動向調査) 平成22年4-6月期～

③旅行・観光消費動向調査 平成15年4-6月期～

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

事業目的・背景・課題

- 観光地は近年、観光地全体の活力低下（入込客数の減少、収益の低下、投資の停滞による施設の陳腐化や廃屋等の放置）といった課題があり、ポストコロナの観光業の力強い成長のため、地域経済に裨益する宿泊施設を核とした観光地再生・高付加価値化に向けた取組を強力に後押しすることで、地域全体の魅力と収益力の向上を図り、持続可能な観光地域づくりを推進する。

事業内容

- 宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を図る。具体的な補助対象事業は以下のとおり。
 - ① 宿泊施設の高付加価値化（補助率1/2,2/3）
 - ② 観光施設の改修等（補助率1/2）
 - ③ 廃屋撤去（補助率1/2）
 - ④ 面的DX化（補助率1/2）

事業イメージ

① 宿泊施設の高付加価値化



② 観光施設の改修等



③ 廃屋撤去



④ 面的DX化



事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・ 事業期間：令和3年度～

(2)地方を中心としたインバウンド誘客の 戦略的取組

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援



地方部での
滞在日数の増加



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
- ・事業期間：平成30年度～

戦略的な訪日プロモーションの実施

事業目的・背景・課題

- 個人旅行再開等の水際措置の緩和以降、インバウンドは回復傾向にあるが、「明日の日本を支える観光ビジョン」(H28.3策定)で掲げる2030年までに訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成を見据え、更なる誘客促進が必要。
- 観光立国推進基本計画(R5.3閣議決定)に定める目標の達成、2025年大阪・関西万博開催を契機とした日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとし、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションに取り組む必要がある。

事業内容

- 日本政府観光局(JNTO)を通じて、コロナ禍を経た旅行者の意識変化を踏まえながら、国・地域別の戦略等に基づき、ウェブサイト・SNS、旅行会社やインフルエンサー等を活用し、戦略的な訪日プロモーションを実施する。

【令和7年度におけるプロモーションの取組】

2025年に開催を控える大阪・関西万博を契機とし、日本各地への誘客を促進するプロモーションなど、下記の取組を実施。

①市場別プロモーション

例) 海外事務所を拠点としたきめ細かなプロモーション
アジア市場のリピーター層向けの大規模キャンペーン等

②テーマ別プロモーション

例) 持続可能な観光の推進、高付加価値旅行者向けプロモーション等

③インバウンド誘客に向けた環境・基盤整備

例) 航空会社との共同広告を通じた地方路線の復便・増便等の促進
デジタルマーケティングを活用したプロモーションの高度化等

事業スキーム

事業形態：交付金 交付先：JNTO

事業イメージ



ウェブサイト・SNS等による
情報発信



現地消費者向けの
旅行博出展・イベント開催



旅行会社の招請による
ツアー造成支援



航空会社との共同広告による
復便・増便促進

事業目的・背景・課題

- ①②MICEの開催は、主催者による開催に伴う消費支出や参加者による開催期間中の長期滞在など、開催地域を中心に大きな経済効果をもたらすもの。新時代のインバウンド拡大アクションプラン(R5.5決定)における目標（2030年に国際会議の開催件数を世界5位以内）の達成に向け、我が国の国際競争力強化に向けた基盤整備とともに、各地域の多彩な魅力を海外へ効果的に発信し、地方都市を含め、全国各地でのMICE開催を促進していく必要がある。
- ③国際機関との連携等を通じて世界における日本のプレゼンスを強化し、観光分野における日本の取組や魅力を世界に発信することは、訪日観光の更なる促進に不可欠。

事業内容

①日本政府観光局（JNTO）のマーケティング展開

- ◆MICE見本市・商談会への日本ブースの出展拡大など地方都市の海外プロモーション強化
- ◆2025年大阪・関西万博を契機とした海外MICE関係者の招請による訪日インセンティブ旅行市場の拡大
- ◆ウェブサイト・SNS等を活用した海外向け情報発信
- ◆国際会議主催者及び国内学会への誘致支援・国際会議のデータ分析・調査

②MICE誘致の国際競争力強化のための基盤整備等

- ◆MICE施設のコンセッション方式の導入に向けた実現可能性等の調査
- ◆ハイブリッド開催等コロナ禍を経たトレンドにも対応したMICE総消費額の算出

③国際機関・関係諸外国との連携による国際観光シンポジウム等の開催

- ◆国際機関等と連携し、持続可能な観光の実現に取り組む先進事例等を分析
- ◆国際機関等との連携を通じて国際レベルで推奨される取組を国内外へ共有し、観光分野における我が国のプレゼンス強化を図るとともに、観光地の魅力を発信

事業スキーム

- ①事業形態：交付金 交付先：JNTO
- ②事業形態：直轄事業 請負先：民間事業者 事業期間：平成28年度～
- ③事業形態：直轄事業 請負先：民間事業者 事業期間：平成31年度～

事業イメージ



MICE見本市



ウェブサイトによる
海外向け情報発信



国際観光シンポジウム等の開催

事業目的・背景・課題

- アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際相互理解の増進により、安定的な国際関係の構築につながることから重要。特に、教育的効果の高い海外教育旅行は、若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加にも寄与。
- また、地域の関係者が一体となって当該地域の若者の国際交流を推進する取組を支援することで、地域における国際人材の育成や海外への関心の向上、アウトバウンド促進を図る。

事業内容

①海外教育旅行の促進

海外教育旅行の質の向上及び裾野拡大に向けて、海外教育旅行プログラムの開発事業者と学校・地方公共団体とのマッチング、及び、SDGsなど学校教育の新潮流を盛り込んだ付加価値の高い教育旅行のプログラム開発への支援や、それらの取組の普及啓発を実施する。

②若者の国際交流促進のモデル創出

地方公共団体等の関係者が一体となって、各国の政府観光局等と連携して行う、若者の双方向の国際交流を推進する取組について、先進的なモデル地域を選定、若者の国際交流促進に向けた計画の磨き上げ・実証を実施する。

事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：民間事業者
- ・ 事業期間：①令和2年度～ ②令和7年度～

事業イメージ

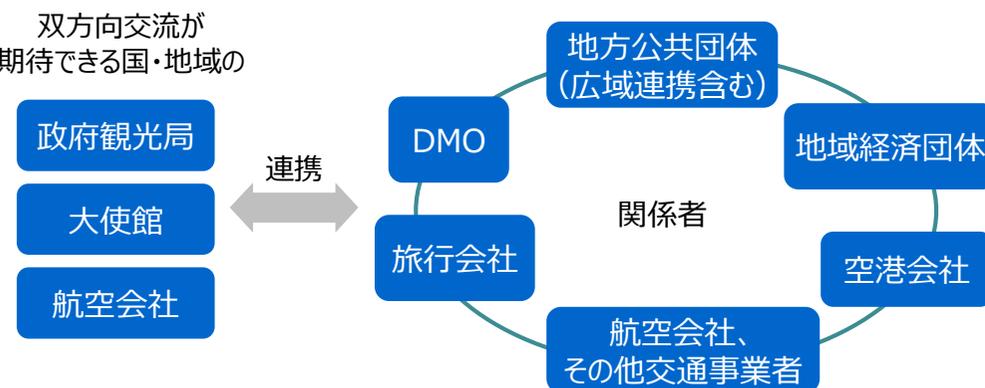
海外教育旅行の促進



海外教育旅行のイメージ

若者の国際交流促進のモデル創出

双方向交流が期待できる国・地域の



事業目的・背景・課題

- 2030年訪日外国人旅行者/消費額の目標6,000万人/15兆円を目指す上で、インバウンド宿泊数が三大都市圏へ偏在している現状を踏まえると、地方への誘客と観光産業の高付加価値化による消費拡大を促進することが重要。
- 特に、「買い物による消費」は、訪日外国人旅行者の消費額の約1/4を占め、今後の成長余地も見込まれることもあり、これまで外国人旅行者向け免税制度での後押しが行われてきた。
- 当該免税制度は、令和7年度税制改正において制度変更の詳細について結論を得ることとされているところ、制度変更後の円滑な運用を通じた更なる消費拡大を目指すためには、小売店が免税店化する上での新たな障壁が生じることのないよう、あらかじめ課題を整理し、解決策を検討する必要がある。
- 具体的には、制度変更により生じうる課題等を踏まえ、地方誘客・高付加価値化の観点から、地方部で工芸品・特産品等の高単価商品を販売している小売店を中心に免税店化のモデル実証事業を行い、得られた知見を全国の小売店等に周知することで、制度の円滑な移行と共に、制度の利用拡大を通じた、地方部での消費拡大を促進する。

事業内容、事業イメージ

- 地方部で工芸品・特産品等の高単価商品を販売している小売店が免税店化する上での課題を収集した上で、当該課題の解決に資するDMO等が主体となり、免税店の普及支援をモデル的に実施し、他地域への事例展開へも活かす。

1. 課題の把握

新免税店化での懸念・課題例を収集

例) 免税店としての販売促進施策が不明
免税店であることのPR方法が不明
新制度への知識が不足

等

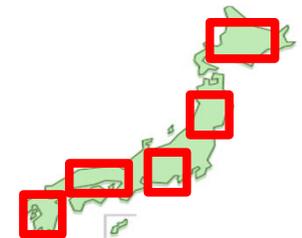
2. 実証実験

特定エリアにおいて、DMO等が主体となり、
制度普及や円滑な運用に資する取組をモデル
的に支援

課題の規模が各店で対応するには大きいため、
DMOが各店共通課題に対応/支援

3. 他地域に展開

様々なチャネルを駆使した
事例展開



事業スキーム

・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者 ・事業期間：令和7年度～

(3)国内交流拡大

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場・観光資源の創出が重要。
- 地域との交流・ワーケーションによる来訪・地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

関係人口化を通じた反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」

- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がり創出を目的とした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、過去の取組における課題であった取組地域の拡大や地域経済への波及効果の拡大について重点的に取り組む。
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『企業と地域の関係人口化』の促進に繋がるプログラムを『企業版第2のふるさとづくり』として、企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成を目指す。

人と地域の関係人口化

(1) 初動事業化支援モデル

専門家の伴走支援により、新たに取組を行う地域の初動を支援。(補助事業)

(2) 先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高い新たな事業モデル等の創出を実施。(調査事業)

企業と地域の関係人口化

(3) 企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業と地域の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。(調査事業)

事業スキーム

- (1) 事業形態：間接補助事業(国→民間事業者→地方公共団体、DMO、民間事業者等)、補助率：1/2(上限600万円)等
(2) (3) (4) 事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等
事業期間：(1) 令和7年度～、(2) (3) (4) 令和4年度～

地域・日本の新たなレガシー形成

(4) レガシー形成事業の深化

- 将来、地域・日本のレガシー(遺産)となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討。

〔本事業の対象範囲〕



歴史的建築物の保存・整備と観光施設等への活用(群馬県富岡製糸場)



観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズムの創出事業

事業目的・背景・課題

- 国内旅行市場は、人口減少が進む中で、コロナ前の約10年間、旅行者数・消費額とも横ばいで推移してきた。
- 一方で、今後とも人口減少の影響は避けられない中、高齢者・障害者、訪日外国人旅行者等へストレスフリーな宿泊環境を整備するとともに、2025年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、高齢者旅行者の増加が見込まれるなど国内における新たな交流市場を開拓する取組が必要であるため、ユニバーサルツーリズムの推進により、需要の平準化や新たな交流市場拡大を進めるとともに観光産業の収益性の向上を図る。

事業内容

- ① 宿泊施設におけるユニバーサルツーリズムの実現に必要な支援
 - ・ユニバーサルツーリズムを実現するための施設改修（客室・共用部（トイレを含む。）のバリアフリー化、授乳室の整備等）及び設備導入（車椅子、入浴サポート機器、混雑状況の表示システム等の導入）
 - ・宿泊施設が災害時拠点機能を有していることに鑑み、災害対応に資する設備（自家発電機の導入、防火シャッターの更新等）の導入等
- ② 旅行が困難な方の需要の掘り起こしのために調査を行うとともに、宿泊施設等と連携して、高齢者・障害者等に応じた旅行商品造成に資するモデルツアー等を実施することで、商品造成手法を確立し、ノウハウを共有する。
- ③ バリアフリー情報の精度向上や旅行者への情報提供の充実に向け、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の見直し・改善を図るとともに制度の普及促進を行う。

事業イメージ



バリアフリー客室の整備



客室トイレのバリアフリー化



モデルツアー

～宿泊編～

客室	
<input type="checkbox"/>	施設内の導線のバリア(段差・階段等)の有無
<input type="checkbox"/>	ベッドがある場合はお客様が移乗しやすい高さか(床から〇cm)
<input type="checkbox"/>	お客様の身体を支えやすい手すりの位置か
<input type="checkbox"/>	車いす利用者の場合、室内を車いすで移動できるスペースが十分あるか

モデルツアー
チェックリスト (イメージ)

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業（上限：1,500万円/補助率：1／2）
②③直轄事業
- ・補助対象・請負先：①国→民間事業者→宿泊事業者 ②③民間事業者
- ・事業期間：①平成27年度～ ②③平成24年度～

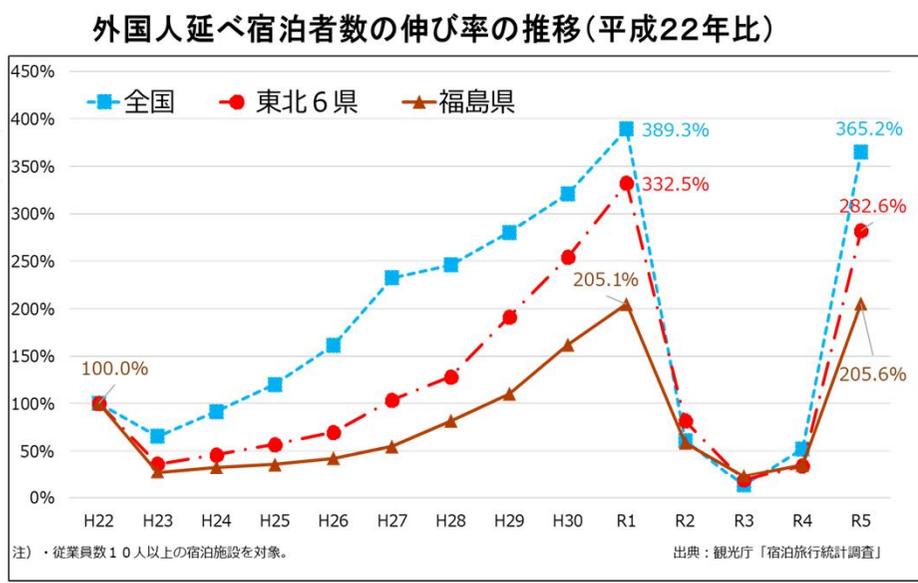
お問い合わせ先：観光庁 参事官(産業競争力強化) 電話：03-5253-8948

3. 東日本大震災からの復興(復興枠)

事業目的・背景・課題

○福島県が策定した福島県観光関連復興事業実施計画に基づく風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に要する経費の一部を国が補助することにより、**早期の観光復興を促進**する。

○東日本大震災前の平成22年と令和5年との比較において、福島県では、外国人延べ宿泊者数の伸び率について、全国等と比較し低いといった現状がある。このため、**インバウンド向けの取組に対する支援を特に重視**していく。



事業内容及び事業イメージ



(1) 滞在コンテンツの充実・強化
ホープツーリズム(※)のプログラムの磨き上げのためモニターツアーを実施
(写真:大熊町 中間貯蔵施設)
※震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。



(2) 受入環境の整備
ホープツーリズム及びサイクリングの知識を兼ね備えたガイドの養成講座を実施(写真:南相馬市)



(3) プロモーションの強化
海外で現地のイベントに出展し、福島の魅力をPR
(写真:R5.4.30~5.1 バンコクで開催の日本東北観光フェア)



(4) 観光復興促進のための調査
風評の実態把握や課題抽出のための調査を実施
(写真:南湖公園)

事業スキーム

- ・事業形態: 直接補助事業
- ・補助対象: 福島県
- ・事業期間: 平成25年度~
- ・補助率: 浜通りの区域のみを対象とする取組は8/10、浜通り+その他県内の区域を対象とする取組は7/10

事業目的・背景・課題

○ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進する取組を総合的に支援することで、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。

※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。

事業内容及び事業イメージ

海水浴場等の受入環境整備

トイレ棟の改修、案内看板の設置等、海水浴場等における施設・設備の改修・整備等を支援。



バリアフリー設備の導入

海の魅力を体験できるコンテンツの充実

モニターツアーや商談会の実施等、海の魅力を体験できるコンテンツの造成・磨き上げを支援。



伝統漁法体験コンテンツの造成

海にフォーカスしたプロモーション

旅行博等イベントへの出展、WEB・SNSを活用した広告等、プロモーションの実施を支援。



旅行博におけるPR

ビーチ等を対象とした環境認証の取得

ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に必要な取組を支援。



水陸両用車椅子の導入

主な海水浴場・海岸 (令和4～6年度支援地域)



事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 8/10）
- ・事業期間：令和4年度～
- ・補助対象：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会及び登録DMO

4. 国際観光旅客税を活用した より高次元な観光施策の展開

国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開

令和7年度要求額：47,000百万円

- 令和7年度に国際観光旅客税の税収を充当する施策については、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」（令和5年12月22日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、①受益と負担の関係から負担者の納得が得られること、②先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること、③地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致することを基本的な考え方とし、特に新規性・緊急性の高い施策に充てる。
- なお、具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

(以下は令和6年度事業の例示)

1. ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現等
- ・ICT等を活用した多言語対応、AIチャットボットの導入等
- ・公共交通利用環境の革新等 等



入管・税関手続における共同キオスクの導入



保安検査におけるスマートレーンの導入促進

2. 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

- ・戦略的な訪日プロモーションの実施
- ・MICE誘致のためのコンベンションビューロー機能高度化支援



SNS等を活用したきめ細やかなプロモーション



海外MICE見本市における日本ブース

3. 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

- ・世界に誇る観光地を形成するための観光地域づくり法人（DMO）の体制整備
- ・国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進
- ・新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等
- ・文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備
- ・文化財や国立公園等を活用したインバウンドのための環境整備 等



文化資源の活用



国立公園の環境整備



スノーリゾートの形成促進

※令和6年度税制改正（外国人旅行者向け免税制度の見直し）を踏まえた補助事業も要望。

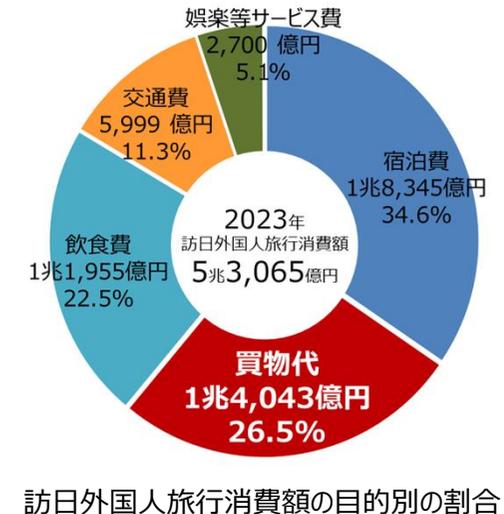
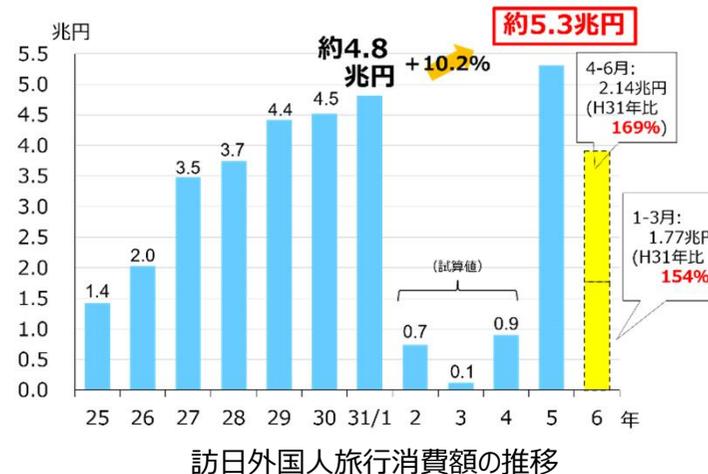
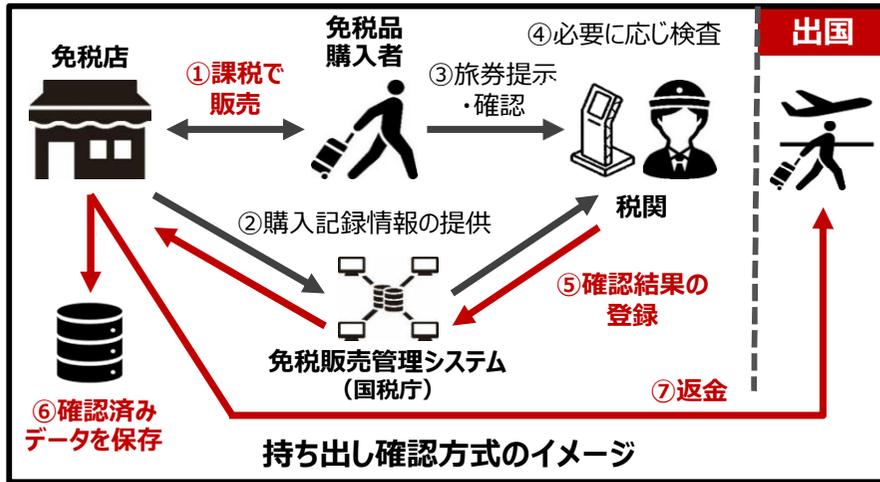
5. 令和7年度税制改正要望

外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し (消費税・酒税・地方消費税)

令和6年度税制改正において、外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の実態を踏まえて「出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度」へ移行することとされたことを受けて、制度の詳細について結論を得る。

施策の背景

- 外国人旅行者向け免税制度について、持ち出し確認方式への移行に際し、不正対策と併せて旅行者・免税店双方にとって利用しやすい制度へと変更することで、訪日外国人旅行消費額を更に拡大させることが重要である。



要望の概要

- 令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、空港等での混雑防止の確保を前提として、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減を通じた訪日外国人旅行消費額の拡大に向け、以下の項目等を要望する。

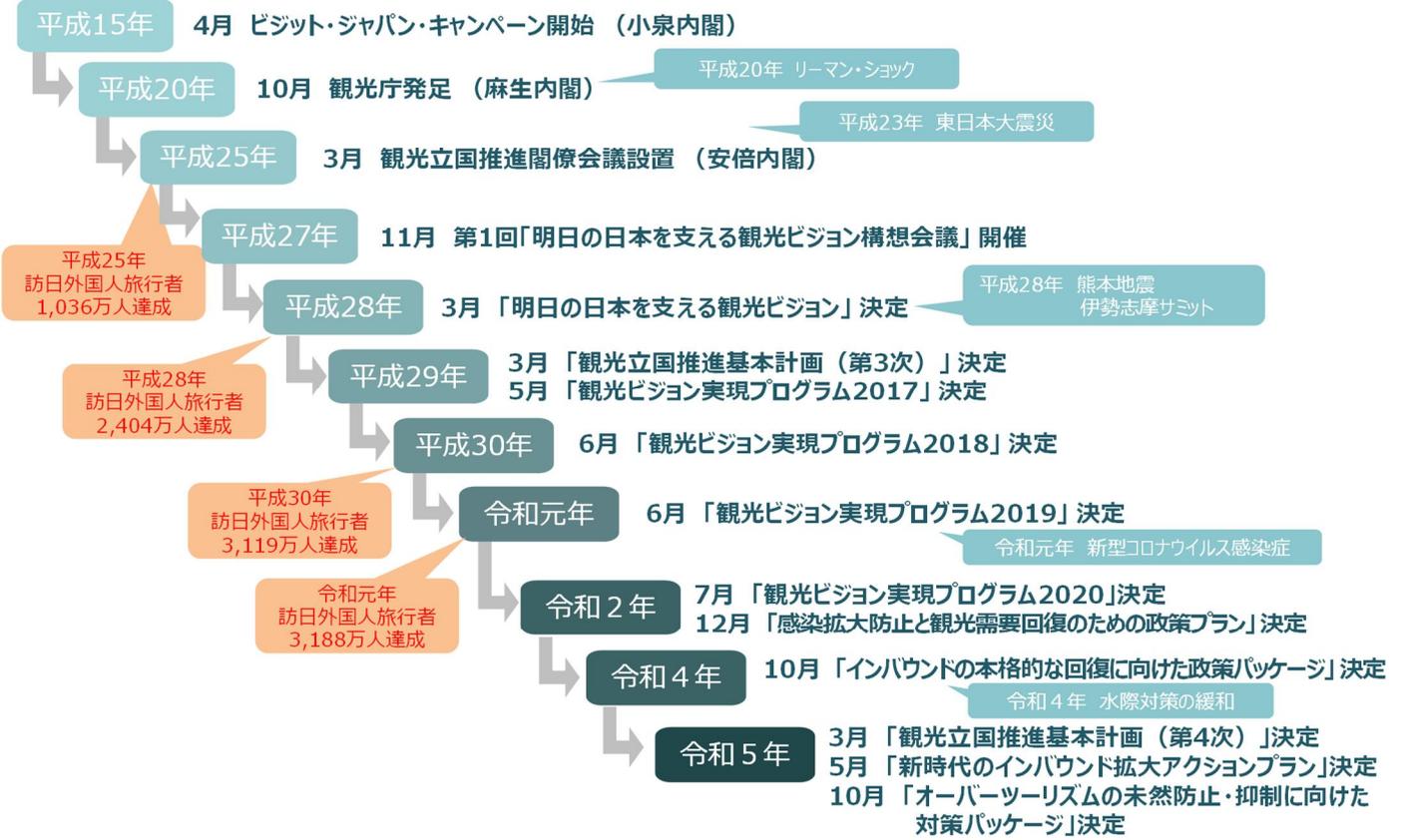
要望	現状における課題	効果
消耗品の特殊包装の廃止	特殊包装に時間を要し、免税を受けるための行列も発生。欧州旅客を中心に環境への配慮から包装への理解を得られないケースも。	免税店の 事務負担が緩和 されるとともに、免税手続の円滑化により 旅行者の満足度も向上 。
消耗品の上限額の撤廃	近年、高額な酒類や化粧品等の販売が拡大しているが、消耗品については50万円の上限額が定められており、免税販売ができない。	消費拡大に大きな期待 。また、特殊包装の廃止も含め、 一般物品との区別も不要 となれば、 免税店の事務負担も大きく解消 。
免税対象となる「通常生活の用に供する物品」かどうかの免税店での判断を不要に	税務リスクを免税店が負っており、追徴課税に至るケースが発生。現場では免税販売を断るケースもあり、顧客とのトラブルも発生。	税務リスクから解放され、積極的な営業活動が可能となり、 旅行消費の拡大に貢献 。

上記のほか、免税店の事務負担軽減のために購入から税関での持ち出し確認を受けるまでの期限を設けるなど、所要の措置を講ずる。

参 考 資 料 目 次

(1) これまでの政府の取組の流れ	31
(2) 観光立国推進基本計画（第4次）概要	31
(3) 訪日外国人旅行者数の推移	32
(4) 訪日外国人旅行者数及び割合〔国・地域別〕（2023年）	32
(5) 外国人旅行者受入数の国際比較（2019年）	33
(6) 訪日外国人旅行消費額（2019年、2023年）	33
(7) 国内における旅行消費額（2019年、2023年）	34
(8) 出国日本人数の推移	34
(9) 国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について	35

これまでの政府の取組の流れ



観光立国推進基本計画(第4次)概要 ~持続可能な形での観光立国の復活に向けて~

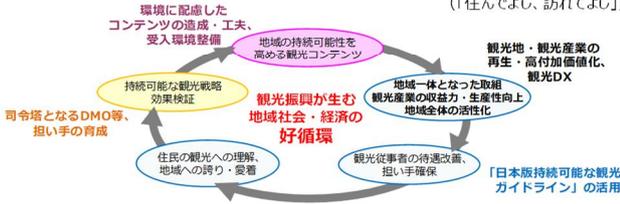
- 観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札。国際相互理解・国際平和にも重要な役割。
- コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させる。
- 大阪・関西万博も開催される2025年に向け、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。

計画期間：
令和5～7年度
(2023～2025年度)

基本的な方針

持続可能な観光地域づくり戦略

- 観光振興が地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを推進する
- 観光産業の収益力・生産性を向上させ、従事者の待遇改善にもつなげる (稼げる産業・稼げる地域)
- 地域住民の理解も得ながら、地域の自然、文化の保全と観光を両立させる (住んでよし、訪れてよし)



インバウンド回復戦略

- 消費額5兆円の早期達成に向けて、施策を総動員する
- 消費額拡大・地方誘客促進を重視する
- アウトバウンド復活との相乗効果を目指す

国内交流拡大戦略

- 国内旅行の実施率向上、滞在長期化を目指す
- 旅行需要の平準化と関係人口の拡大につながる新たな交流需要の開拓を図る

目標

- 早期達成を目指す目標：インバウンド消費5兆円、国内旅行消費20兆円
- 2025年目標 (質の向上を強調し、人数に依存しない指標を中心に設定)

目標	数値
① 持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数【新】	100地域
② 訪日外国人旅行消費額単価【新】	20万円/人
③ 訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数【新】	2泊
④ 訪日外国人旅行者数	2019年水準超え
⑤ 日本人の海外旅行者数	国際会議の開催件数割合 アジア最大・3割以上
⑥ 国際会議の開催件数割合	アジア最大・3割以上
⑦ 日本人の地方部延べ宿泊者数	3.2億人泊
⑧ 国内旅行消費額	22兆円

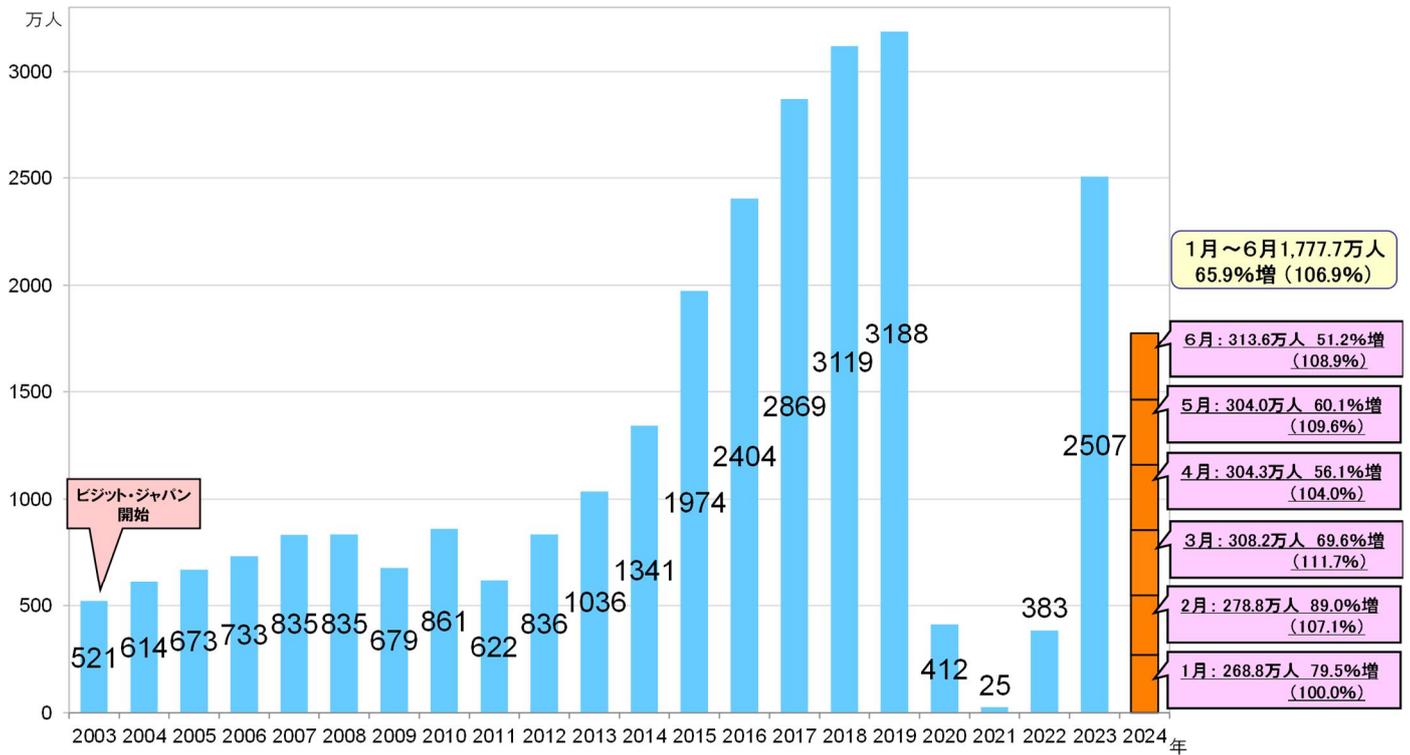
主な施策

- 観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- 観光DX、観光人材の育成・確保
- 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等
- コンテンツ整備、受入環境整備
- 高付加価値なインバウンドの誘致
- アウトバウンド・国際相互交流の促進
- 国内需要喚起
- ワークーション、第2のふるさとづくり
- 国内旅行需要の平準化

目指す2025年の姿

- 活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域の社会・経済に好循環を生む「持続可能な観光地域づくり」が全国各地で進められ、観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上、交流人口・関係人口の拡大がコロナ前より進んだ形で観光が復活している
- 万博の開催地である我が国が世界的潮流を捉えた観光地として脚光を浴び、「持続可能な観光」の先進地としても注目されている

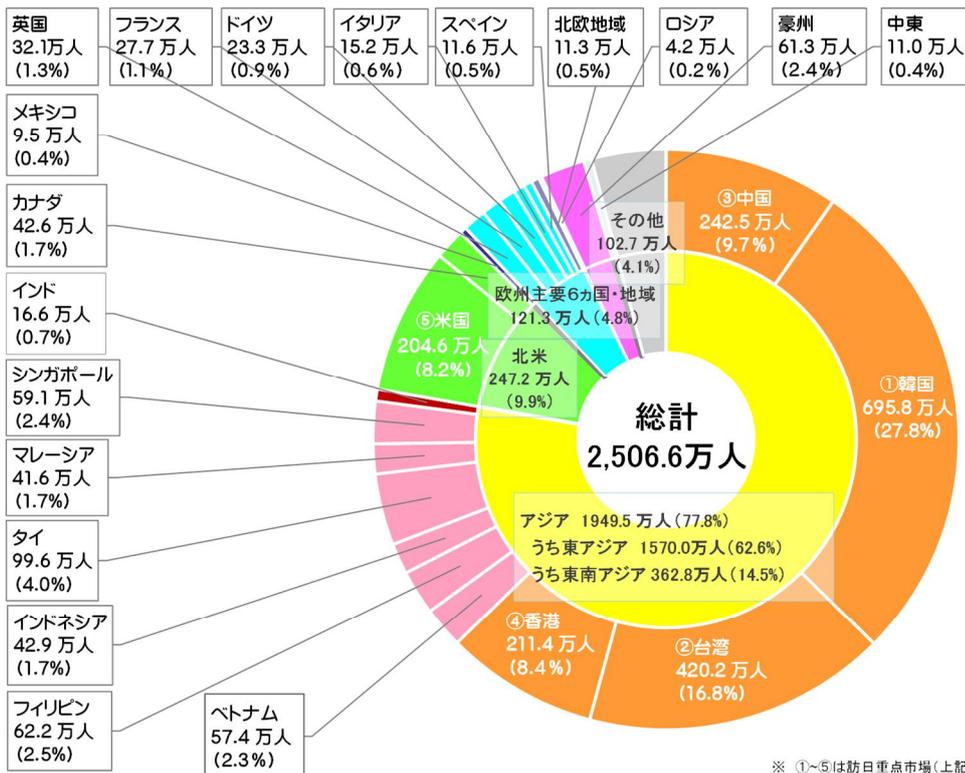
訪日外国人旅行者数の推移



注) 2022年以前の値は確定値、2023年、2024年1月~4月の値は暫定値、2024年5月~6月の値は推計値、%は対2023年同月比、()内は対2019年回復率
出典: 日本政府観光局(JNTO)

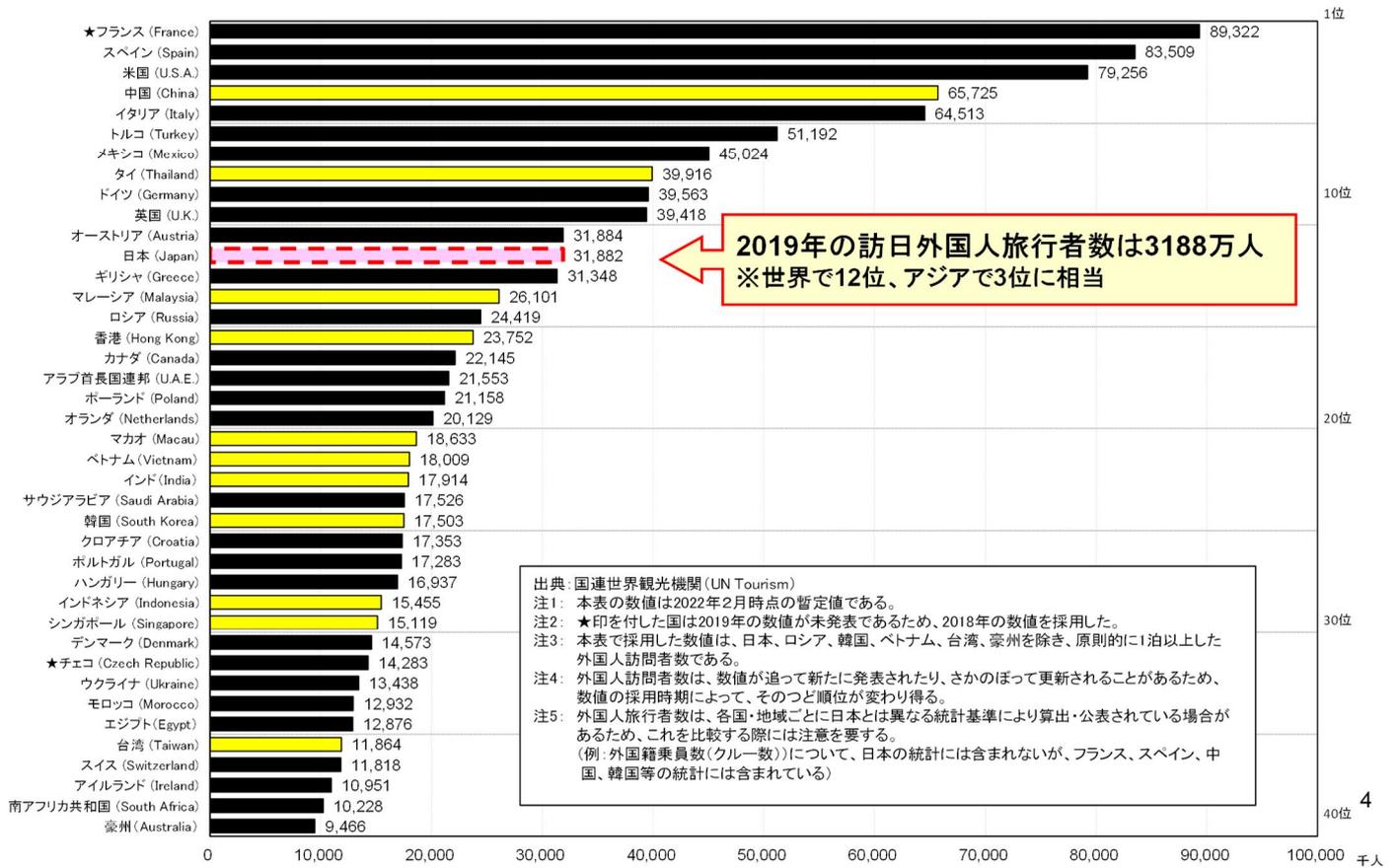
訪日外国人旅行者数及び割合 [国・地域別] (2023年)

【暫定値】



※ ①~⑤は訪日重点市場(上記23市場)のうち訪日外国人旅行者数上位5位の国・地域
 ※ ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であつても記載のない国・地域が含まれる。
 ※ 四捨五入した値を表示しているため、個々の数値の合計は必ずしも総数と一致しない。
 ※ 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

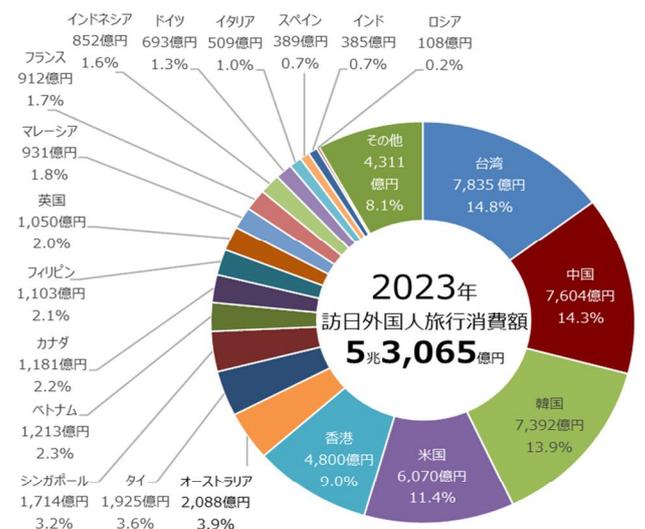
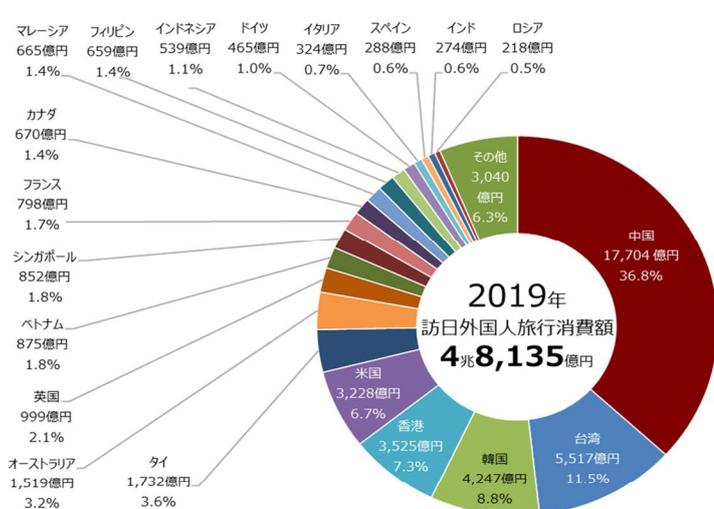
外国人旅行者受入数の国際比較(2019年)



訪日外国人旅行消費額(2019年、2023年)

【2019年 (確報値)】

【2023年 (確報値)】



資料: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」

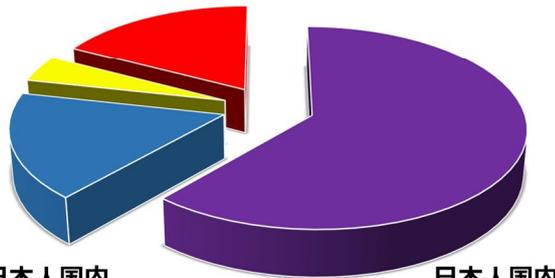
国内における旅行消費額（2019年、2023年）

2019年（令和元年）

27.9兆円

日本人海外旅行
（国内分）
1.2兆円
（4.3%）

訪日外国人旅行
4.8兆円
（17.2%）



日本人国内
日帰り旅行
4.8兆円
（17.1%）

日本人国内
宿泊旅行
17.2兆円
（61.4%）

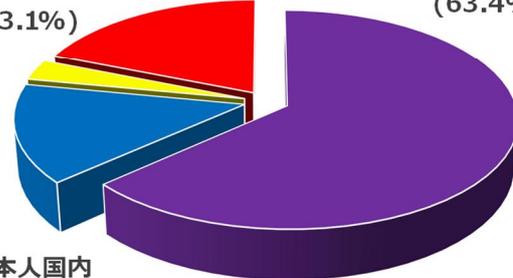
2023年（令和5年）

28.1兆円

日本人海外旅行
（国内分）
0.9兆円
（3.1%）

訪日外国人旅行
5.3兆円
（18.9%）

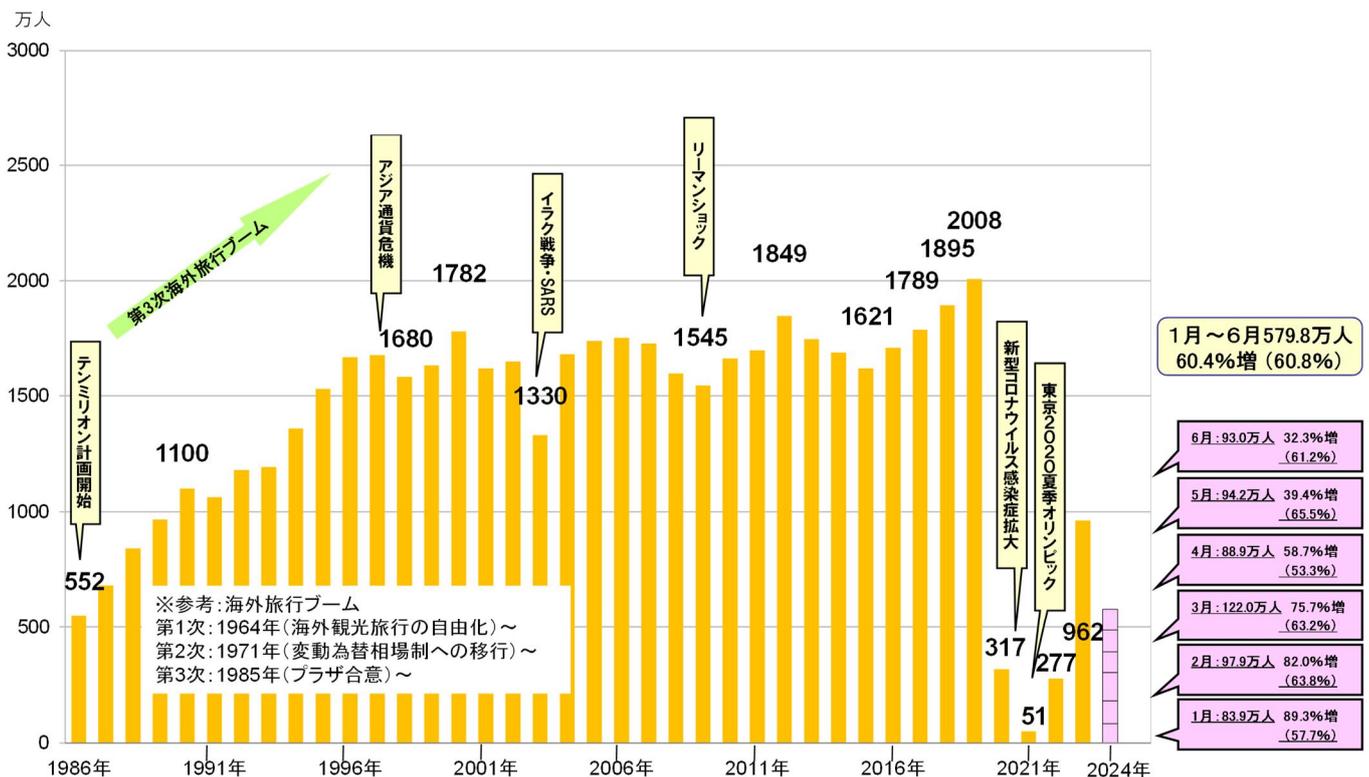
日本人国内
宿泊旅行
17.8兆円
（63.4%）



日本人国内
日帰り旅行
4.1兆円
（14.7%）

観光庁「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」より算出

出国日本人数の推移



注) 2022年以前の値は確定値、2023年及び2024年1月～5月の値は暫定値、2024年6月の値は推計値
%は対2023年同月比、()内は対2019年回復率

出典: 日本政府観光局(JNTO)

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定 令和4年12月23日一部変更 令和5年12月22日一部変更)①

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等については、下記のとおりとする。

記

1. 国際観光旅客税の使途に関する基本方針

(1)外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)に基づき、以下の3つの分野に国際観光旅客税の税収(以下「旅客税財源」という。)を充当する。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

(2)旅客税財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ② 先進性が高く費用対効果が高い取組であること
- ③ 地方創生を始めとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3)使途の適正性の確保

旅客税財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。

(4)第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定 令和4年12月23日一部変更 令和5年12月22日一部変更)②

2. 令和6年度において旅客税財源を充当する具体的な施策・事業

令和6年度予算においては、総額440億円の歳入については、上記1.の基本方針に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする。

	金額	執行官庁
① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	72億円	法務省
	25億円	財務省
	32億円	観光庁
② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	80億円	観光庁
③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	81億円	文化庁
	51億円	環境省
	62億円	観光庁
	37億円	宮内庁

3. 国際観光旅客税の使途に関する予算編成の考え方

旅客税財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記1.(2)の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を図る観点から、旅客税財源を充当する具体的な施策・事業について、予算書においても旅客税財源を充当する予算を明確化し、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。ただし、三の丸尚蔵館及び皇居東御苑大手休憩所(仮称)の整備に係る経費については、皇室経済法(昭和22年法律第4号)を踏まえ、皇室費における宮廷費として整理する。

以上